

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産者支援課

法令名	農業協同組合法			法令番号	昭和22年法律第132号				
手続名	連合会の権利義務の承継の認可			根拠条項	第70条第2項				
審査基準	※ 佐賀県農業協同組合法施行細則第28条に明記								
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間 標準経由期間	60日 日	目次 No.